

# 安全振興会の手引

令和5年度版

一般財団法人 埼玉県高等学校安全振興会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-2-20  
かぶらぎビル 4F

電話 048-834-3480

FAX 048-767-5684

HP <https://saikouanshin.org/>

# 一般財団法人 埼玉県高等学校安全振興会

## 設 立 趣 意 書

埼玉県高等学校PTA連合会（以下「埼玉高P連」と称す）は、平成元年に、埼玉県高等学校安全互助会を発足させ、学校管理下における事故で生徒が死亡、あるいは負傷し、または障害が残るなど重大な災害を受けた場合に、埼玉高P連に加入しているPTA会員相互扶助の立場から見舞金を給付してまいりました。この間、県高等学校長協会をはじめ、教頭会、養護教員、事務長会・事務職員会のご協力を頂き、県教育委員会のご指導も頂きながら、会の発展に努め、今やその存在は、関係諸学校における教育活動の充実に欠くことのできないものになっておりました。

しかしながら、平成18年4月に施行された新保険業法により、従来通りの運営が困難となり、少額短期保険業者になるか解散するかを選択を求められました。このため、慎重に検討した結果、私達にとりましては、どちらへの選択も難しいことがわかり、子どもたちの健全育成を願う全国の安全互助会の方々と署名活動をはじめとして、新たな法律の制定を国にお願いしてまいりました。幸いにして多くの方々の支援により、新しい法律「PTA・青少年教育団体共済法」が本年5月に成立いたしました。

よって、この法律に基き新しく「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」を設立することになりました。本会は、これまでの埼玉県高等学校安全互助会の実績を基礎として、改めて、その存在と責任を明確にし、運営基盤の一層の安定を図り、学校の教育活動を側面から支援しようとするものであります。そして、これまでの事業内容はもとより、学校における生徒の安全と健康に関する調査研究、実践活動への助成等をとおして、安全健康教育の普及・充実を推進することにより、本事業のより一層の充実・発展を期するものであります。

平成22年11月12日

埼玉県高等学校安全互助会会長  
會 田 皓 章

# 目 次

設立趣意書 .....	表紙裏
請求・給付の手続きのあらまし .....	1
加入と請求・給付の手続き等 .....	3
諸手続きの様式 .....	6
共済規程等 .....	21
(1) 共済規程 .....	22
(2) 定 款 .....	27

請求・給付の手続きのあらまし (令和5年度)

加入	見舞金の種類	給付の対象	給付額	請求の方法	給付の方法	
<p>◎加入の申し込み 加入生徒数報告(様式3)を6月16日(金)までに振興会(※1)あてに送付</p> <p>◎会費の振り込み 6月16日(金)までに振興会あてに送金</p> <p>◎追加加入の申し込み 追加加入届(様式4)を振興会あてに送付</p> <p>◎会費について 令和5年度の会費(生徒一人当り)は、 ・全日制(専攻科を含む) 年額900円 ・定時制 年額450円 ・特別支援学校 年額450円</p>	普通見舞金	傷病	学校管理下の災害による傷病で、治療までに支払われたセンター(※2)の給付額の合計が15,000円以上 ○小・中学校時に発生した災害は対象外	センター給付額の10分の3.0の額(下限4,500円、上限18万円) 詳しくは共済規程別表5を参照	◎請求の手順と提出書類 ①学校→振興会…センターの医療費支払通知書のコピーを送付 ○小・中学校時の災害については、備考欄にその旨を記入 ②振興会→学校…普通見舞金請求書(様式5)を送付 ③学校→振興会…普通見舞金請求書(様式5)に所要事項を記入し、学校保存用としてコピーをしてから返送 (※3)障害と死亡の場合は、センターに提出した災害報告書のコピーを添付する	<p>◎見舞金を学校または保護者等の指定する口座に振り込む</p> <p>◎見舞金等給付通知書(様式11・12)を学校と保護者等に送付</p> <p>◎特別傷病と特別障害については、治療が終了した時点で請求する。なお、治療が長引く場合はあらかじめ連絡をしてください。(時効の関係で)</p>
		障害	学校管理下の災害による障害で、センターの給付があったもの	共済規程別表1に示す額		
		死亡	学校管理下の災害による死亡で、センターの給付があったもの	500万円(突然死は1/2)		
	特別見舞金(センターの給付がない場合)	特別傷病	学校管理下の災害による傷病(治療が終了した時点で請求する)	10日以上通院……1日につき1千円(50日限度) 5日以上入院……1日につき2千円(50日限度)(5日未満の入院は通院日数に加算)	提出書類 ◎特別見舞金等請求書(様式6) ◎(特)災害報告書(様式7) ◎入院・通院証明書(様式8-1、8-2)	
		特別障害Ⅰ	学校管理下の災害による1本または2本の歯科補綴	1本につき5万円	◎特別見舞金等請求書(様式6) ◎(特)災害報告書(様式7) ◎(特)障害報告書(様式9)	
		特別障害Ⅱ	学校管理下の災害による障害	共済規程別表3に示す額	上に同じ	
		特別死亡	学校管理下の災害による死亡	250万円	◎特別見舞金等請求書(様式6) ◎(特)災害報告書(様式7) ◎(特)死亡報告書(様式10)	
	供花料	生徒の死亡	10万円	◎特別見舞金等請求書(様式6)		

※1「振興会」……「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」のこと ※2「センター」……「独立行政法人日本スポーツ振興センター」のこと ※3 詳細は共済規程をご覧ください。

# 加入と請求・給付の手続き等

## 1 加入について

- (1) 各学校（単P）においては、本会の趣旨、目的、事業の内容等を保護者に説明していただき、加入者をとりまとめて、各学校（単P）ごとに一括して申し込んでください。原則、全員加入としてお願いします。
- (2) 加入届（様式2）・加入生徒数報告（様式3）の提出  
学校（単P）から一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会（以下「安全振興会」又は「振興会」という。）への加入の申し込みは、加入届（様式2）に必要事項を記入し、3月14日（火）までに事務局にお送りいただいています。なお、このときの生徒数は予定です。改めて用紙をお送りしますので、6月16日（金）までに正確な加入生徒数をご報告ください。
- (3) 会費の納入  
会費を、6月16日（金）までに振り込んでください。**振込手数料は各学校負担**です。
- (4) 会費の額  
（高等学校全日制課程（専攻科を含む）の生徒 …… 1人につき 年額900円）  
（高等学校定時制課程の生徒 …… 1人につき 年額450円）  
（特別支援学校（以下「特支」という。）高等部の生徒 … 1人につき 年額450円）  
なお、退学等により年度途中で在籍しなくなった生徒の会費については、共済規程の定めによります。
- (5) 年度途中の加入  
転編入、復学、帰国等により年度途中から加入する場合は、その都度追加加入届（様式4）を提出し、会費を納入してください。

### 加入の月と会費額

全日制		定時制・特別支援	
加入月	会費（円）	加入月	会費（円）
5月	800	5月	400
6月	700	6月	400
7月	600	7月	300
8月	600	8月	300
9月	500	9月	300
10月	400	10月	200
11月	400	11月	200
12月	300	12月	200
1月	200	1月	100
2月	200	2月	100
3月	100	3月	100

(6) 加入手続き要領図



(7) 加入届等提出先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2番20号 かぶらぎビル4F

(一財)埼玉県高等学校安全振興会 (電話 048-834-3480) (FAX 048-767-5684)

(8) 会費送金先

銀行名 埼玉りそな銀行さいたま営業部 普通預金 口座番号 0108505

口座名義 (一財)埼玉県高等学校安全振興会 代表理事 小澤 拓 (オザワ タク)

## 2 請求の手続き

### **普通見舞金** (日本スポーツ振興センターの給付があったもの)

- ① 日本スポーツ振興センター(以下「スポーツ振興センター」)から学校に送られてきた「医療費支払通知書」のコピーを安全振興会に送付してください。これにより安全振興会で、見舞金の給付該当者をチェックします。

なお、「中学校での災害」については、備考欄にメモ書きで、「中学校時の災害」と記入してください。

- ② 安全振興会より、見舞金該当者名等を記載した「普通見舞金請求書」(様式5)を学校に送付します。

- ③ 安全振興会から送付された「普通見舞金請求書」(様式5)に所要事項を記入し、学校保存用としてコピーをしてから安全振興会に提出してください。

障害、死亡の場合は、スポーツ振興センターに提出した「災害報告書(障害認定日記載のある物)」のコピーを添付してください。

(参考)

### 普通見舞金の請求・給付の手順

- 1 学校→安全振興会…スポーツ振興センターの「医療費支払通知書」のコピーを送付
- 2 安全振興会→学校…「普通見舞金請求書」(様式5)を送付
- 3 学校→安全振興会…「普通見舞金請求書」(様式5)に所要事項を記入し、学校保存用としてコピーをしてから返送
- 4 安全振興会→学校、保護者等…見舞金を学校または保護者等の指定する口座に振り込み、「見舞金等給付通知書」(様式11・12)を学校と保護者等に送付

※障害と死亡の場合は、スポーツ振興センターに提出した災害報告書のコピーを添付する。

## 特別見舞金

- ア 学校の管理下の災害による1本または2本の歯科補綴
- イ 学校の管理下の災害であってもスポーツ振興センターの給付がない場合等の災害

### (1) 特別傷病見舞金（イによる傷病）

- ① 「特別見舞金等請求書」（様式6）により請求してください。
- ② 添付書類は、「(特)災害報告書」（様式7）と「入院・通院証明書」（様式8-1、8-2）です。

### (2) 特別障害見舞金（<sup>①</sup>ア及び<sup>②</sup>イの災害による障害）

- ① 「特別見舞金等請求書」（様式6）により請求してください。
- ② 添付書類は、「(特)災害報告書」（様式7）と「(特)障害報告書」（様式9）です。

### (3) 特別死亡見舞金（イの災害による死亡）

- ① 「特別見舞金等請求書」（様式6）により請求してください。
- ② 添付書類は、「(特)災害報告書」（様式7）と「(特)死亡報告書」（様式10）です。

- (注) 1 ①はスポーツ振興センターへ提出した災害報告書がある場合、又、②は第三者が認めたもの（例、保険会社等）がある場合はそれぞれの写しを代用できます。（但し、②は学校で原本証明を必要とします）
- 2 災害の状況により、上記以外の書類を提出していただくことがあります。
- 3 (1)、(2)については、治療が終了した時点で請求してください。なお、治療が長引く場合は、時効の関係でその旨あらかじめ連絡してください。

## 供花料（会員の生徒が死亡したとき）

「特別見舞金等請求書」（様式6）により請求してください。

## 3 見舞金等の支払い

- (1) 見舞金等の請求をうけたときは、共済規程に基づいて見舞金等の額を決定し、請求書に記載の保護者等の指定口座、または学校の口座に振り込みます。

また、「見舞金等給付通知書」（様式11・12）を、学校、保護者等に送付します。

- (2) 支払方法は、次の図のようになります。



## 4 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとし、ご記入いただいた個人情報につきましては、共済契約の管理及び審査、共済金の支払い事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。
- (2) 死亡その他重大災害が発生した場合は、できるだけ早く安全振興会事務局に連絡してください。

# 諸手続きの様式

# 加 入 申 込 書

令和 年 月 日

(一財)埼玉県高等学校安全振興会理事長 様

保護者 住 所

氏 名

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会定款第41条及び共済規程第12条の規定に基づき、下記により、加入の申し込みをいたします。

記

学校名				課程	○印 全・定・専攻科・特支
生徒氏名	年組	番号	備考		

※ この申込書は各学校で5年間保存してください。

# 加 入 届

令和 年 月 日

(一財)埼玉県高等学校安全振興会理事長 様

P T A会長 氏名

校 長 氏名

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会定款第41条及び共済規程第12条の規定に基づき、下記のとおり加入します。

## 記

学 校 名		課 程	○印 全・定・専攻科・特支
-------	--	-----	---------------

生徒数	合 計 _____ 名 (内休学・留学予定者数 _____ 名)					
学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
学 年 別 生 徒 数	名	名	名	名	名	

- \* 加入届の日付は、令和5年3月1日(水)以降、同3月14日(火)までにしてください。
- \* 生徒数は、予定者数(定数など見込み数)をお書きください。
- \* 提出はFAXでも可 FAX 048-767-5684
- \* 正確な生徒数報告は、改めて用紙をお送りしますので、後日、会費納入日(6月16日(金))までお願いいたします。

## 加入生徒数報告

令和 年 月 日

(一財)埼玉県高等学校安全振興会理事長 様

PTA会長 氏名

校 長 氏名

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会定款第41条及び共済規程第12条に基づいた加入生徒数を下記のとおり報告します。

## 記

学 校 名		課 程	○印 全・定・専攻科・特支
-------	--	-----	---------------

加入生徒数	合計 _____ 名		備 考	在籍生徒数 _____ 名 (内休学・留学者数 _____ 名)		
学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
学 年 別 生 徒 数	名	名	名	名	名	
会 費	令和5年度会費		_____ 円 × _____ 人 = _____ 円			
	会費払込み年月日		令和 年 月 日 (完了・予定)			
振興会より 学校へ見舞 金等を振り 込む時の振 込口座	銀行		支店	口座番号		
	名 義 人 (代表者名のみフリガナ)					

\*生徒数については、すでに、予定数でご報告頂いておりますが、会費納入時点での正確な加入生徒数をお願いいたします。

\*年度途中に転編入者がいた場合及び休学者・留学者が復学した場合には、「追加加入届」(様式4)で加入手続きをしてください。

\*学校の振込口座がない場合は、特に記入の必要はありません。

○加入証書(共済証書)について

今年度、加入証書(共済証書)が必要な学校は、下記欄に○印をご記入ください。

## 追加加入届 (転編入・復学・帰国者用)

令和 年 月 日

(一財)埼玉県高等学校安全振興会理事長 様

P T A会長 氏名

校 長 氏名

下記のとおり会員の異動があったので追加加入します。

### 記

学 校 名		課 程	○印 全・定・専攻科・特支
-------	--	-----	---------------

異動年月日	年・組	生 徒 氏 名	異 動 事 由	前 在 学 学 校 名

払 込 会 費 額	_____ 円	払 込 年 月 日	令和____年____月____日 (完了・予定)
-----------	---------	-----------	------------------------------

普通見舞金（傷病・障害・死亡）請求書

(一財)埼玉県高等学校安全振興会理事長 様

令和 年 月 日

学校

No. \_\_\_\_\_

No	生徒氏名	災害発生日	災害発生時の学年	振興会給付額(円)	スポーツ振興センターの医療費支払通知書番号	
		年 月 日	年			
学校記入欄	課程	見舞金の送金先		〒	—	
	1・全 2・定 3・専	4・特支	1・学校 2・保護者			保護者所
	金融機関名		支店	口座番号		口座名義人
		銀行 信金 組合 農協	支店			フリガナ
		年 月 日	年			
学校記入欄	課程	見舞金の送金先		〒	—	
	1・全 2・定 3・専	4・特支	1・学校 2・保護者			保護者所
	金融機関名		支店	口座番号		口座名義人
		銀行 信金 組合 農協	支店			フリガナ
		年 月 日	年			
学校記入欄	課程	見舞金の送金先		〒	—	
	1・全 2・定 3・専	4・特支	1・学校 2・保護者			保護者所
	金融機関名		支店	口座番号		口座名義人
		銀行 信金 組合 農協	支店			フリガナ

- (1) 学校（控）がありませんので、記入後コピーして一部保存してください。
- (2) 学校あて送金を希望する場合は、保護者住所及び金融機関名以降の欄は記入の必要がありません。加入時に届出の学校口座へ振込みます。
- (3) 普通預金以外の預金種目については、口座番号の欄にその種目名を記入してください。
- (4) 個人情報の取扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。ご記入いただいた個人情報につきましては、共済契約の管理及び審査、共済金の支払い事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

上記のとおり見舞金の支払いを請求します。

学校名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 特別見舞金等請求書

令和 年 月 日

(一財)埼玉県高等学校安全振興会理事長 様

学 校 名

校 長 氏 名



下記により見舞金等の給付を受けたいので支払いを請求します。

### 記

災害発生年月日	年 月 日			
見舞金等種別 (○で囲む)	1 (特)傷病 2 (特)障害(歯科補綴) 3 (特)障害 4 (特)死亡 5 供花料			
(フリガナ) 生徒氏名	( )		課程 学年	全・定・専・特支 年 組
保 護 者 住 所	〒		氏 名	
見舞金の送金先	1 学 校		2 保護者	
	(希望に○印)			
			銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合	支 店
	種 目	口 座 番 号	(フリガナ)	( )
普 通		口座名義人		
備 考				

- 添付書類 1 (特)傷 病： (特)災害報告書(様式7), 入院・通院証明書(様式8-1、8-2)  
 2 (特)障害(歯科補綴)： (特)災害報告書(様式7), (特)障害報告書(様式9)  
 3 (特)障 害： (特)災害報告書(様式7), (特)障害報告書(様式9)  
 4 (特)死 亡： (特)災害報告書(様式7), (特)死亡報告書(様式10)  
 5 供花料の場合は備考欄に死亡原因を記入し、添付書類は不要

\* 個人情報の取扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。ご記入いただいた個人情報につきましては、共済契約の管理及び審査、共済金の支払い事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

# (特) 災害報告書

○スポーツ振興センターへ提出したもののコピーでも可

学校名及び所在地												
被災生徒	(フリガナ)	( )			男	課 程	学年	年 組		保 護 者 氏 名		
	氏 名				女	全・定 専・特支	生年 月 日	年 月 日生				
災害発生 の 場 所	学校内	校舎内	教室、実験実習室、体育館、屋内運動場、講堂、廊下 昇降口、階段、その他( )					学校外	道路、運動場、山 林野、海、湖、河川 その他( )			
		校舎外	運動場・校庭、体育施設、プール、排水溝 その他( )									
災害発生 の 場 合	1 教育課程に基づく授業を受けている場合		各教科(科目)、総合的な学習の時間				体育、その他の教科等( )					
			特別活動		学級(ホームルーム)活動、生徒会活動							
	学校行事	儀式的行事( ) 学芸的行事( )				健康安全・体育的行事( )						
		遠足(旅行)・集団宿泊的行事( )				勤労生産・奉仕的行事( ) その他( )						
	2 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合		部活動( )、林間学校、臨海学校、水泳指導、生徒指導、 進路指導、その他( )									
3 休憩時間中その他校長の指示、承認に基づいて学校にある場合		休憩時間中、昼食時休憩時間中、始業前の特定時間中、授業終了後の特定時間中、 その他( )										
4 通常の経路方法により通学する場合及びこれに準ずる場合		登校中、下校中、 その他( )				徒歩、バス、鉄道、自転車、原動機付自転車、 自動二輪車、その他( )						
5 児童生徒が寄宿舎にあるとき						6 技術教育のための施設において教育を受けているとき						
災害発生 の 日 時	年 月 日( 曜 ) 午前 時 分					災害発生時の 天 候		晴、曇、雨、雪、 その他( )				
災害発生 の 状 況  (具体的に詳記してください。)							応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して学校側のとった措置状況					
損害賠償 の受領状況 その他参考となる事項												
上記のことは事実と相違のないことを証明します。											学 校 名	
令和 年 月 日							校 長 氏 名					
※ 決 定												

(注) ※印は、記入しないでください。

## 入院・通院 証 明 書

・この用紙は(一財)埼玉県高等学校安全振興会の特別見舞金の支払請求に使うものです。

校 長 の 証 明	学 校 名																		
	被 災 生 徒	氏 名											全・定・専・特支	学 年					
	災 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分																	
	上記被災者の災害は、学校の管理下において発生したものに相違ありません。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 <span style="float: right;">印</span>																		
医 師 の 証 明	傷 病 名																		
	入 院	入院治療期間		年 月 日から								年 月 日まで							
			(入院日数 日)																
			通院治療日数 (通院治療月を記入のうえ、通院した日に○を付け、日数を記入してください。)																
	通	年	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
		月	(通院日数計 日)																
	院	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
		月	(通院日数計 日)																
	証	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
		月	(通院日数計 日)																
明	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																	
	月	(通院日数計 日)																	
上記に相違ありません。 令和 年 月 日 医療機関名 医師氏名 <span style="float: right;">印</span>																			
(安全振興会記入欄)			※決 定 入院日数								日間								
			通院日数								日間								

※印は記入しないでください。

○通院治療日数欄が不足の場合はコピーを取って使用してください。

## 入院・通院 証明書

・この用紙は(一財)埼玉県高等学校安全振興会の特別見舞金の支払請求に使うものです。

校 長 の 証 明	学 校 名																		
	被 災 生 徒	氏 名											全・定・専・特支	学 年					
	災 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分																	
	上記被災者の災害は、学校の管理下において発生したものに相違ありません。 令和 年 月 日 学 校 名 校 長 氏 名 <span style="float: right;">印</span>																		
柔 道 整 復 師 等 の 証 明	傷 病 名																		
	入 院	入院治療期間		年 月 日から								年 月 日まで							
			(入院日数 日)																
			通院治療日数 (通院治療月を記入のうえ、通院した日に○を付け、日数を記入してください。)																
	通	年	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
		月	(通院日数計 日)																
	院	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
		月	(通院日数計 日)																
	の	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																
		月	(通院日数計 日)																
証	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																	
	月	(通院日数計 日)																	
上記に相違ありません。 令和 年 月 日 住 所 柔道整復師 は り 師 き ゅ う 師 氏 名 <span style="float: right;">印</span>																			
(安全振興会記入欄)			※決 定 入院日数								日間								
			通院日数								日間								

※印は記入しないでください。

○通院治療日数欄が不足の場合はコピーを取って使用してください。

## (特) 障害報告書

○この用紙は(一財)埼玉県高等学校安全振興会の特別見舞金の支払請求に使うものです。	学 校 名 及 び 所 在 地		保護者 氏 名		
	被 災 生 徒	氏 名	学 年	全 定 専 特 支 年 組 男 女	
	障害の原因となっ た負傷、疾病の 発生日時及び当 初の傷病名		日 時 年 月 日 午 前 後 時 分	当初の 傷病名	
	初 診	年 月 日	療養期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	の 日間
上記被災者の災害は、学校の管理下において発生したものに相違ありません。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 <span style="float: right;">印</span>					
傷病名		傷病の部位			
傷病の治癒した年月日		年 月 日			
○障害状況の詳細 [図で示すことができるものは図解してください。] ○ <u>歯科の場合は、欠損あるいは破折の状態を図解し、注2を参照のうえ補綴の状況を記入してください。</u>					
上記のとおりであることを証明します。 令和 年 月 日 医療機関所在地及び名称 医 師 氏 名 <span style="float: right;">印</span>					
※ 決 定			級	円	

(注) ※印は、記入しないでください。

歯科の障害の場合は、下記注2を参照の上、治療が下記の「**歯科補綴を加えたもの**」に該当する場合に、医師の証明欄に注3を参考にして記入してもらってください。

注 1. 「障害状況の詳細」の欄について記載欄が不足するときは適宜別紙に記載して添付すること。なお、障害状況が外部から明らかに認められないときは、レントゲンフィルム又は写真を添付すること。

注 2. ●「**歯科補綴を加えたもの**」とは、**歯牙の欠損あるいは歯冠の崩壊について、欠損補綴あるいは、歯冠修復を加えたものを言う。**

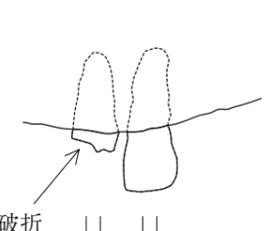
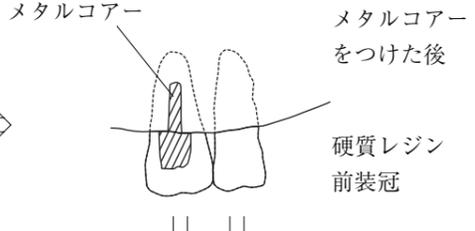
- ① 欠損補綴とは 有床義歯、架工義歯、口蓋補綴及び齶補綴。
- ② 歯冠修復とは 全部鑄造冠、部分鑄造冠のうち前歯の $\frac{3}{4}$ 冠及び臼歯の $\frac{5}{8}$ 冠、ジャケット冠、金属冠、歯冠継続歯。
- ③ 欠損とは 歯が根っこから全部とれてなくなったもの。(治療過程で抜歯したものも含む)
- ④ 歯冠の崩壊とは 歯冠部あるいは歯根部に破折、亀裂があるもの。

●「**歯科補綴を加えたもの**」と認められないもの。

- ① 歯冠の崩壊はあるが充填、インレー、ポストインレー等で修復した場合。
- ② 完全脱臼のため再植した歯牙及び不完全脱臼により動揺した歯牙を固定装置としてジャケット冠などで固定した場合。
- ③ 健全歯を欠損補綴の支台歯とするためジャケット冠などを装置した場合。
- ④ 脱落した歯牙を再植した場合。但し、再植歯が歯根吸収等により、5年以内に自然脱落した場合には、欠損歯と認めることができる。

※乳歯の場合は、欠損、崩壊があっても歯科補綴を加えたものと認めない。

注 3. 医師の証明欄の記入例

医 師 の 証 明	<p>○障害状況の詳細 [図で示すことができるものは図解してください。]</p> <p>○<u>歯科の場合は、欠損あるいは破折の状態を図解し、注2を参照のうえ補綴の状況を記入してください。</u></p> <p>~~~~~</p> <p>＜記入例＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>破折</p> </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="text-align: center;">  <p>メタルコアをつけた後 硬質レジン前装冠</p> </div> </div>
-----------	--

## (特) 死亡報告書

学 校 名 及 び 所 在 地				保 護 者 氏 名				
被 災 生 徒	氏 名				学 年	全 定 専 特 支	年 組	男 女
死亡の原因となつた負傷、疾病の発生日時及び当初の傷病名	日 時	年 月 日	前 午 後	時 分	当初の傷病名			
死 亡 年 月 日	年 月 日							
死 亡 した 場 所								
傷病名及び傷病から死亡までの経過								
上記のことは事実と相違のないことを証明します。 令和 年 月 日 学 校 名 校 長 氏 名								
※ 決 定								

(注) ※印は、記入しないでください。

## 見舞金等給付通知書

埼高振 第 号  
令和 年 月 日

様

(一財)埼玉県高等学校安全振興会  
理事長  
(公印省略)

先に請求のありました見舞金等の給付を、下記のとおり決定し送金しましたので、お知らせします。

保護者等 住所 氏名

--

生徒氏名		課程		災害発生時の学年	
------	--	----	--	----------	--

災害発生年月日	見舞金等種類	金額(円)
年 月 日		

見舞金の送金先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義人

## 見舞金等給付通知書

埼高振 第 号  
令和 年 月 日

学校

---

(一財)埼玉県高等学校安全振興会  
理事長  
(公印省略)

先に請求のありました見舞金等の給付を、下記のとおり決定し送金しましたので、お知らせします。

保護者等 住所 氏名

--

生徒氏名		課程		災害発生時の学年	
------	--	----	--	----------	--

災害発生年月日	見舞金等種類	金額(円)
年 月 日		

見舞金の送金先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義人

# 共濟規程等

# 一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会 共済規程

本規程は、P T A・青少年教育団体共済法（以下「法」という。）第6条、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第6条及び定款第41条に基づき、これを定める。

（共済事業を行う範囲）

第1条 共済事業を行う区域は、主に埼玉県内とする。

（被共済者）

第2条 当法人の被共済者は、定款第41条第1項の会員の子（生徒）とする。

（共済加入者の範囲及び共済契約者等）

第3条 共済加入者は、定款第41条第1項に定める会員とする。

2 共済契約者は、学校（各学校P T A会長・学校長）とする。

3 共済金（以下「見舞金」という。）の受取人は、特別な事情のある場合を除き、被共済者である生徒の保護者とする。

（災害の範囲及び給付額）

第4条 災害の範囲及び見舞金給付の額は次のとおりとする。

(1) 災害の範囲

見舞金の給付は、学校管理下において生徒が受けた災害を対象とする。

「学校の管理下」の範囲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の定めに準ずる。

(2) 災害給付の額

ア 普通見舞金

a 傷病見舞金

傷病見舞金は、同一の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）の給付額の10分の3を基本とし、下限4千5百円、上限18万円の範囲内で別表5に定める額を給付する。

b 障害見舞金

スポーツ振興センターが見舞金を給付した災害について、障害の等級ごとに別表1に定める額。

c 死亡見舞金

スポーツ振興センターが見舞金を給付した災害について、別表2に定める額。但し、突然死・登下校中の場合はその2分の1の額。

障害見舞金及び死亡見舞金についてスポーツ振興センターが減額して給付した災害の給付額は、スポーツ振興センターの支給率に準じて算出した額とする。

イ 特別見舞金

a 学校管理下の災害により歯科補綴を受け、スポーツ振興センターの障害見舞金の対象とならない場合、歯科補綴1本につき5万円。

b 学校管理下で災害を受け、負傷又は疾病により通院又は入院治療し、或いは障害の状態になり、或いは死亡した場合で日本スポーツ振興センター法施行令第3条の第3項、第4項の規定により、見舞金の全額又は一部の額がスポーツ振興センターの給付の対象とならない場合。

傷病で通院治療した場合、通院10日以上るとき1日につき1千円。

但し、50日を限度とする。入院治療が伴う場合、5日未満の入院日数は通院日数に加算することができる。

傷病で入院治療した場合、入院5日以上るとき1日につき2千円。但し50日を限度とする。

障害の場合は、障害の等級ごとに別表3に定める額。

死亡の場合は、別表4に定める額。

ウ 供花料

学校の管理下・外にかかわらず給付の対象とする。

死亡したとき10万円。

(大規模災害の給付)

第5条 大規模な災害による見舞金の給付により、当該年度の事業費の見舞金予算額が不足する場合は、前条の規定にかかわらず、その災害についての見舞金の給付は、給付積立金により積立金総額の3分の1の額の範囲内で行うものとする。

この場合、代表理事は理事会に諮り給付の方法及び給付の額等について定める。

(給付対象期間)

第6条 見舞金の給付の対象となる生徒の災害は、次の期間内に発生した災害とする。

(1) 新入学生(中等教育学校後期課程)は、所定の日までに加入手続きを完了(加入届の提出及び会費の納入、以下同じ)した場合、入学を許可された日の属する年度の4月1日以降当年度の3月31日まで。

ただし、入学(中等教育学校は後期課程在籍と読み替える)を許可された日の属する年度の4月1日以降入学を許可された日の前日までの期間にあっては、災害がスポーツ振興センターの災害共済給付の支給対象になった場合に限る。

(2) 2学年生以上は、前年度に加入していて所定の日までに加入手続きを完了した場合、4月1日以降当年度の3月31日まで。新たに加入する場合は、加入手続きを完了した日以降当年度の3月31日まで。

但し、最上学年生の給付適用の最終日は、供花料を除き卒業を認められた日とする。

(3) 休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日まで。

(4) 復学した場合は、復学が許可された日以降当年度の3月31日まで。

(5) 転編入学した場合は、入学を許可された日から一月以内に加入手続きを完了した場合、入学を許可された日以降当年度の3月31日まで。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第7条 当法人は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により本会が委託する業務は、以下のものとする。

(1) 共済契約の締結の代理または媒介及び解除

(2) 共済掛金の収受または返還

(3) 共済掛金領収書の発行及び交付

(4) 共済契約の締結に必要な事項の調査

(5) その他共済契約に関する業務

(給付制限)

第8条 見舞金の給付制限は、次のとおりとする。

(1) 見舞金の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該災害に係る生徒が、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額限度で見舞金の給付を行わないことができる。

(2) 学校の管理下における生徒の災害について、当該生徒が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受け又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度額において、見舞金の給付を行わないことができる。

(3) 風水害、震災その他の非常災害による生徒の災害については、見舞金の給付は行わない。

(4) 生徒が自己の故意の犯罪行為により負傷・疾病・死亡し、又は故意に負傷・疾病・死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷・疾病による障害若しくは死亡に係る見舞金の給付は行わない。

(5) 生徒が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る見舞金給付の一部を行わないことができる。

(見舞金返還請求)

第9条 見舞金(傷病見舞金を除く)の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、見舞金の給付を行ったときは、当該災害につき、生徒が第三者から支払いを受けた損害賠償のうち、当法人の見舞金の相当する部分について当法人の見舞金の価額においてその返還を請求することができる。

(見舞金給付期間)

第10条 見舞金等の給付の期間は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の定めるところによる。

(時効)

第11条 見舞金等の給付を受ける権利は、次に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効により消滅する。

(1) 普通見舞金

スポーツ振興センターの災害共済給付金が決定した時。

(2) 特別見舞金

- ① 死亡見舞金は、被共済者が死亡した時。
- ② 障害見舞金は、障害が固定し等級が定まった時。
- ③ 傷病見舞金は、当災害による治療のための入院・通院が終了した時。

(加入)

第12条 共済加入は、各学校において、原則全員加入とし、各学校で加入者をとりまとめて一括して、別に定める期日までに本法人が定めた加入届を提出して申込み手続きを行う。

(会費)

第13条 共済加入者（生徒保護者）は、別に定める期日までに会費を納める。会費は次の各号の金額（年額）を各学校でとりまとめ、当法人が指定する金融機関に送金する。

- ① 高等学校全日制課程（中等教育学校後期課程、大学附属高等学校、専攻科を含む）の生徒1人につき、年額900円
  - ② 高等学校定時制課程の生徒1人につき、年額450円
  - ③ 特別支援学校高等部の生徒1人につき、年額450円
- 2 転校、退学等により年度途中で在籍しなくなった生徒の既納付会費については、未経過期間の月割を持って計算した共済掛金から支払手数料を差し引いた額を返還する。但し、返還の額が、少額の場合は返還しない。

(追加加入)

第14条 転編入、復学、帰国等により年度途中から加入する場合は、その都度、別に定める追加加入届を提出し、送金により会費を納入する。

(共済証書)

第15条 加入届け及び会費納入が確認した時点で、当法人より加入者あて共済証書を発行する。但し、共済契約者と合意した場合は、共済証書を交付しないことができるものとする。

2 共済証書には、次の事項を記載する。

- ① 共済証書発行年月日
- ② 共済証書発行者の表示
- ③ 共済加入者の表示
- ④ 共済加入年月日
- ⑤ 災害の範囲及び給付額
- ⑥ 共済対象期間の始期及び終期

(見舞金請求)

第16条 見舞金の請求は、その種類により次のとおり請求する。

(1) 普通見舞金

- ① 本規程第4条(2)のアに定める普通見舞金の請求は、スポーツ振興センターから学校に送られてきた「医療費支払通知書」のコピーをもとに、当法人において該当するか否かの確認を行い、別に定める方法に従って請求する。但し、中学校での災害については、通知書備考欄に「中学校時の災害」と記入することとする。
- ② 当法人は見舞金を、学校または生徒の保護者の指定した銀行口座に振り込む。

(2) 特別見舞金

- ① 本規程第4条(2)のイに定める特別見舞金の請求は、別に定める様式等の請求手続きに従い請求するものとする。なお、特別障害見舞金及び特別傷病見舞金については、治療終了時に請求するものとし、治療が長引く場合は、予め当法人に連絡する。
- ② 当法人は、見舞金支払いに該当するか確認のうえ、請求書にある銀行口座に振り込む。

この場合、災害の状況により、別途書類を求める場合がある。

(3) 供花料

会員の生徒が死亡した場合は、別に定める「特別見舞金等請求書」により請求する。この場合は、学校管理下・外に関わらず見舞金を請求することができる。

(見舞金支払い)

第17条 当法人が見舞金の請求を受けたときは、第4条に基づき見舞金等の額を決定し、請求書に記載された指定口座に振り込むことにより支払う。

2 当法人は、特別な事情がないかぎり、請求が完了した日から、原則50日以内に見舞金を振り込むものとする。

3 支払い時には、別に定める「見舞金等給付通知書」を特別な事情がない限り、学校及び保護者等に送付する。

(準備金等の積立)

第18条 見舞金不足の補填に備えるため、法令及び定款第5条第4項1号に従い、準備金等を積み立てるものとする。

附 則

(適用)

第19条 この規程は、平成23年4月1日以降に発生した災害から適用する。但し、日本スポーツ振興センター法施行規則別表に定める等級第14級以上に相当する障害については、症状が固定し等級が確定した日の属する年度の給付規程を適用する。

(規程の変更)

第20条 この規程を変更する場合は、評議員会の決議を経て、法第6条2項による行政庁の承認を得なければならない。但し、施行規則第7条、第8条および軽微なものについては、評議員会の決議を要しないものとする。

平成26年6月18日 規程一部変更

平成27年6月17日 規程一部変更

平成28年6月15日 規程一部変更

平成31年4月1日 規程一部変更

令和4年4月1日 規程一部変更

別表1 (普通・障害見舞金)

(単位万円)

1級	500	5級	200	9級	60	13級	20
2級	420	6級	170	10級	40	14級	15
3級	340	7級	140	11級	30		
4級	260	8級	80	12級	25		

別表2 (普通・死亡見舞金)

500万円
-------

別表3 (特別・障害見舞金)

(単位万円)

1級	250	5級	110	9級	50	13級	20
2級	210	6級	90	10級	40	14級	15
3級	170	7級	70	11級	30		
4級	130	8級	60	12級	25		

別表4 (特別・死亡見舞金)

250万円
-------

別表5 普通見舞金（傷病見舞金）給付額表 (単位：円)

スポーツ振興センター給付額	振興会見舞金額
15,000 ～ 29,999	4,500
30,000 ～ 44,999	9,000
45,000 ～ 59,999	13,500
60,000 ～ 74,999	18,000
75,000 ～ 99,999	22,500
100,000 ～ 149,999	30,000
150,000 ～ 199,999	45,000
200,000 ～ 249,999	60,000
250,000 ～ 299,999	75,000
300,000 ～ 349,999	90,000
350,000 ～ 399,999	105,000
400,000 ～ 449,999	120,000
450,000 ～ 499,999	135,000
500,000 ～ 549,999	150,000
550,000 ～ 599,999	165,000
600,000 ～	180,000

# 一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会と称する。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、埼玉県立高等学校等の生徒の安全と健康増進を目指して、その普及充実に努めるとともに生徒の学校管理下における事故（以下「災害」という。）の救済を推進することにより、学校における教育活動の円滑な展開に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人の前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の安全・健康増進支援事業
- (2) 学校管理下における生徒の災害に対する補償に関する事業
- (3) 高等学校等のPTAとの連携を深め、安全教育を支援する事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 その他の財産のうち一部は、前条第2号の事業を行うに当たり、不足金の補填に備えるため、別途準備金を積み立てなければならない。

(1) 準備金の額は、三千万円とする。

(2) 準備金の処分は、理事会の決議によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 当法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち現金は、ゆうちょ銀行若しくは銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 当法人の経費は、その他の財産から支弁する。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

2 当法人は、前項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配)

第12条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第3章 評 議 員

(評 議 員)

第13条 当法人に、評議員10名以上25名以内を置く。

(選 任 等)

第14条 評議員の選任は、次の各号に掲げる者の中から評議員会の決議により行う。

- (1) 埼玉県高等学校PTA連合会（以下「埼玉高P連」と称す。）各支部から選出された単位PTA会長のうち各2名以内
- (2) 埼玉高P連支部ごとに県高等学校長協会、県養護教員会（高校）、県公立学校事務長会・公立高等学校事務職員会所属者のうち2名の計12名以内
- (3) 県特別支援学校長会所属者のうち1名
- (4) 県高等学校副校長・教頭会及び県高等学校定時制通信制副校長・教頭会所属者のうち各1名以内
- (5) 学識経験者1～2名

2 評議員の解任は、評議員会の決議により行う。

3 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - へ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を同一にする者
- (2) 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他理事以外の役員または業務を執行する社員等これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分1を超えてはならない。

4 評議員は、当法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員の異動があったときは、2週間以内にその登記をしなければならない。

(権 限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画する。

(任 期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

3 補欠または増員で選任された評議員の任期は、その前任者又は他の在任評議員の任期満了時までとする。

(報 酬 等)

第17条 評議員は原則無報酬とする。ただし、PTAの役員、学校の職員以外の者については、別に定める規定によって、1回につき、2万円を超えない範囲で支給することができる。

## 第4章 評 議 員 会

(評 議 員 会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定に関わらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。
- 4 共済規程の変更については、PTA・青少年教育団体共済法施行規則第8条に関する事項及び軽微な事項の変更については評議員会の決議を要しない。この場合、理事長は評議員に対して書面をもって当該変更内容を報告しなければならない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要ある場合には、いつでも開催することができる。

(招集及び議長)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、理事長がこれを務める。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決しなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 あらかじめ指定された評議員の代表及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 理事及び監事

(理事及び監事の員数)

第25条 当法人の理事は、5名以上13名以内とする。

2 理事のうち埼玉P連会長経験者1名を理事長とし、埼玉P連会長及び県高等学校長協会会長の2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 埼玉P連の副会長4名以内

5 学識経験者2～5名

6 事務局長

7 当法人の監事は、埼玉P連の監事のうち2名以上4名以内とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。

3 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事及び監事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 理事を選任する場合、次のイからハに該当する理事の合計数が理事の総数3分の1を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を同一にする者

(2) 他の同一団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の2分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 理事または監事に異動があったときは、2週間以内にその登記をしなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事会において当法人の業務を分担執行し、理事長に事故あるときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事または監事は、第25条で定めた員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事または監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠または増員で選任された理事及び監事の任期は、その前任者又は他の在任理事または監事の任期満了時までとする。

(解任)

第30条 理事または監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議のよって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、PTAの役員、学校の職員以外の者には、別に定める規定によって、1回につき2万円の範囲で支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人が当該理事の債務を保証すること
  - (4) その他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益相反取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

第33条 当法人は、一般法人法第198条において準用される役員第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理 事 会

(理事会)

第34条 当法人は理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
  - (4) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 事務局長及び所要の職員の選任及び解任
    - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制の整備
    - (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集及び議長)

第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、理事長がこれを務める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 員

(会 員)

第41条 当法人の会員は、埼玉高P連及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入した各校PTA会員でなければならない。ただし、埼玉県内の中等教育学校後期課程及び大学附属高等学校PTA会員については、加入する単位PTAが埼玉高P連に加入していることを要しない。

2 会員は、評議員会決議により別に定めた年会費を納入しなければならない。

3 会員の加入又は脱退、災害共済金に関する事項は別に定める。

4 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

(事務局)

第42条 当法人の業務を処理するため事務局を設け、次の職員を置く。

(1) 事務局長1名

(2) 事務職員2名

(3) その他の職員若干名

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産帰属)

第44条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

<https://saikouanshin.org/>

当法人の公告は、電子公告の方法による公告を行うことができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載して行う。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立者は次に掲げる者とする。

埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番20号

埼玉県高等学校安全互助会 代表者 會田皓章

(設立者の拠出する財産及びその価額)

第48条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

現金 金 二千万円

(設立時評議員)

第49条 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	須賀雅江
設立時評議員	川田玲子
設立時評議員	石井寛
設立時評議員	大川清
設立時評議員	高山美宏
設立時評議員	熊野聡嗣
設立時評議員	石田克己
設立時評議員	須田和弘
設立時評議員	大下仁
設立時評議員	成瀬英二
設立時評議員	内田徹
設立時評議員	里見義臣
設立時評議員	橋本義彦
設立時評議員	宮敦子
設立時評議員	笠原弘康
設立時評議員	鳥海幸雄
設立時評議員	増田三郎
設立時評議員	森直樹
設立時評議員	青木一夫
設立時評議員	小俣絵里奈
設立時評議員	小南りか
設立時評議員	西郁子
設立時評議員	中村啓子

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第50条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	會田皓章
設立時理事	松本裕史
設立時理事	篠原善廣
設立時理事	山田明美
設立時理事	柿沼峽一
設立時理事	三井田哲
設立時理事	天沼俊美
設立時理事	細田幸一
設立時理事	須田保
設立時理事	青木秀夫

埼玉県越谷市東越谷十丁目104番地 6

設立時代表理事	會田皓章
設立時監事	齋藤富美子
設立時監事	黒沢功
設立時監事	宇田茂
設立時監事	河原塚努

(定款に定めのない事項)

第51条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法に関する法律その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日（平成22年12月24日）から施行する。
- 2 平成23年2月1日 一部改正
- 3 平成26年6月18日 一部改正
- 4 令和4年4月1日 一部改正